

きよすスポーツクラブ謝金規程

(目 的)

第1条 この規程は、きよすスポーツクラブの業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、別表のとおりとする。

(謝 金)

第3条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。

2 謝金の額は、別表に定める額を基準とする。

3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、クラブの理事会において協議の上、特別単価（基準）として支給することができる。

(変 更)

第4条 この規程は、クラブの理事会の決議により変更することができる。

(補 足)

第5条 その他、必要な事項は、クラブの理事会の決議により定める。

2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等（「所得税取扱通達、基本通達」）および名古屋西税務署の指示に従うこととする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

支給対象者	労務の内容	単位	単 価
理事及び監事	理事会の出席者謝金	1日	1,000円
実技指導等講師	スポーツ教室の指導、スポーツ大会の審判謝金（有資格者）	1回	5,000円
実技指導等講師	スポーツ教室の指導、スポーツ大会の審判謝金（無資格者）	1回	2,000円
講演会講師	講演会講師謝金（日本代表クラス以上）	1時間	50,000円 以内
講演会講師	講演会講師謝金（日本代表クラス以外）	1時間	25,000円 以内
事務職員	受付、事務処理等	1時間	860円